

部長及び参事官
殿
所 属 長

交企発第115号
(交指、交規、地域)
平成29年5月1日
5年保存(口訓)
本 部 長

良好な自転車交通秩序の実現に向けた街頭活動等の推進について
(通達乙)

平成28年の本県における自転車関連事故件数は、全交通事故件数の17.1パーセントを占め、高止まりで推移しているほか、自転車が関係する事故の80.9パーセントが自転車側に何らかの法令違反が認められるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にある。

また、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28年12月に公布された自転車活用推進法(平成28年法律第113号)には、重点的に実施すべき施策として「自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発」が規定され、全ての自転車利用者への交通安全教育等の更なる充実が求められている。

このような状況を踏まえ、県民に一層自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解の深化を図るための街頭活動等について、下記のとおり推進することとしたので、関係機関・団体等と連携し効果的な活動を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い「良好な自転車交通秩序の実現に向けた街頭活動等の推進について(通達)」(平成26年3月20日交企発第84号)は廃止する。

記

1 自転車指導啓発重点地区・路線の選定

歩道上において、自転車と歩行者が集中するなど、重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が関係する事故の多発地区・路線を以下により「自転車指導啓発重点地区・路線」(以下「重点地区等」という。)として各署1か所以上選定すること。

- (1) 重点地区等の選定に当たっては、自転車の通行に関する住民の苦情・要望の状況、自転車と歩行者の事故及び自転車が関係する事故の発生状況、自転車の通行環境の整備状況並びに自治体等の自主的な活動状況等を踏まえ、以下に示した例を参考に地域の実情に応じて選定すること。

- 自転車通勤者等が集中する駅周辺
- 自転車通学の生徒等により、悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 高齢者や障害者の歩行中の安全を確保する必要性が特に高い地区・路線

○ 上記以外で、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者の歩道通行が多い地区・路線

(2) 選定は、各署ごとに行い、上記(1)に該当する地区・路線が複数ある場合は、必要に応じて複数指定すること。

2 重点地区等において推進する活動

(1) 指導啓発活動の推進

ア 自転車の通行実態を踏まえ、計画的に指導啓発活動を推進すること。

イ 地域交通安全活動推進委員、交通指導員等のボランティア、自治体、関係機関・団体、地域住民等と警察が協働して活動する場合や、自治体等が自主的に実施する指導啓発活動などについては、重点地区等で実施するよう要望すること。

ウ 歩行者に対しては、歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって自転車が通行する部分として指定された部分をできるだけ避けて通るよう指導するとともに、自動車、原動機付自転車の運転者に対しては、自転車の特性を踏まえた安全な運転について指導するなど、自転車と自転車以外の交通主体の適切な共存のための指導啓発に努めること。

エ 毎月15日の「自転車指導取締り強化日」には、通勤・通学時間帯に絞って一斉に活動するなど、指導啓発の効果が期待できる活動を推進すること。

(2) 自転車の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車による交通違反に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする違反のほか、違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講じること。

3 重点地区等における効果の検証

自転車利用者のルール・マナーの遵守状況、指導取締りの効果を定期的に検証すること。

4 留意事項

(1) 選定した重点地区等については、道路環境の変化、自転車の通行実態、地域住民の苦情・要望、自転車が関係する交通事故の発生状況等、地域の実情の変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うこと。

(2) 重点地区等における指導啓発活動のほか、交通安全教育・イベント、高齢者宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、「自転車安全利用五則」等を活用し、ルールの周知を徹底するとともに、特定の年齢層に偏らない連続的かつ体系的な交通安全教育を推進すること。

- (3) 平成25年12月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）のうち、自転車の検査等に関する規定の整備及び路側帯の通行に関する規定の整備に関するものが施行されたことから、交通安全教育等を通じ、これらの周知を図るとともに、制動装置不良自転車運転の取締りに当たっては、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等を積極的に活用すること。また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵守意識の醸成を図ること。
- (4) 自転車は「車両」であるということを全ての自転車利用者に徹底させるとともに、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう指導すること。また、歩道を通行する場合の歩行者の優先というルールの遵守を徹底させること。
- (5) 自転車利用者がルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスク、加害者となった場合の責任の重大性、損害賠償責任保険等への加入の必要性についても理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫すること。
- (6) 被害軽減対策のため幼児・児童及びその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促すとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗車させる場合はシートベルトを着用させるよう指導すること。
- (7) 街頭活動等を通じて把握した放置自転車について、関係機関と連携するなどして、適切な対策を講じること。

5 報告

重点地区等の見直しを行った場合は、その都度、別記様式1及び別記様式2により、交通企画課を経由して報告すること。

6 各署の自転車指導啓発重点地区・路線選定状況について(平成28年4月1日現在)

(別記様式・別添省略)